

5 月定例教育委員会

【議 題】

- ① 佐世保市社会教育委員選任の件（社会教育課） …… P 2～P 3
- ② 業務改善アクションプラン(第2期)改訂版について（学校教育課） …… P 4～P 4
- 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン(第2期) …… 別添資料①

令和 8 年 5 月 定例教育委員会議題

佐世保市社会教育委員選任の件

佐世保市社会教育委員の選任について、次のとおり提案する。

令和 8 年 5 月 2 7 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

- 1 候補者 村田 幸雄 深江 鉄兵
- 2 委員任期 令和 8 年 5 月 2 7 日から令和 1 0 年 1 月 3 1 日まで

（提案理由）

長尾委員と永吉委員の辞任に伴い、その後任を選任するため提案するものです。

佐世保市社会教育委員の改選名簿（案）

◎現在の委員 【任期：令和8年2月1日～令和10年1月31日】

区分	推薦団体及び役職等	氏 名	就任年月日
学校教育の 関係者	佐世保市小学校長会 （江迎小学校長）	ナガオ トシヤ 長 尾 俊 哉	R8. 2. 1
	佐世保市中学校長会 （光海中学校長）	イケダ トシオ 池 田 利 夫	R7. 4. 24
社会教育の 関係者	佐世保市地区自治協議会 （清水地区自治協議会 会計）	ナガワ アキヨシ 小 川 秋 芳	R5. 12. 10
	佐世保市PTA連合会 （PTA連合会会長）	ナガヨシ ヒデユキ 永 吉 秀 行	R7. 6. 26
	佐世保市教育会 （佐世保市教育会会員）	イケダ コウ 池 田 浩	R8. 2. 1
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	佐世保市民生委員児童委員 協議会連合会 （民児協理事）	フカマチ なお 深 町 な お	R5. 12. 10
	佐世保私立幼稚園協会 （私立幼稚園協会総務委員長/学 校法人ブリッジ学園園長/認定子 ども園相浦幼稚園園長）	ウチ ハシ リョウタ 内 橋 亮 太	R3. 12. 10
学識経験の ある者	長崎短期大学 （教授）	コダマ トモアキ 小 玉 智 章	R5. 12. 10
	NPO法人子どもとメディアながさき （子どもとメディアながさき専務理 事/ながさきファミリープログラム ファシリテーター/長崎県メディア安 全指導員）	カワカミ タカコ 川 上 貴 子	R2. 5. 7



◎改選後（案） 【任期：令和8年2月1日～令和10年1月31日】

氏名	推薦団体及び役職等	就任年月日
ムラタ ユキオ 村 田 幸 雄	佐世保市小学校長会 （吉井北小学校長）	R8. 5. 27（1期目）
イケダ トシオ 池 田 利 夫	佐世保市中学校長会 （光海中学校長）	R8. 2. 1（2期目）
ナガワ アキヨシ 小 川 秋 芳	佐世保市地区自治協議会 （清水地区自治協議会 会計）	R8. 2. 1（1期目）
フカエ テツペイ 深 江 鉄 兵	佐世保市PTA連合会 （PTA連合会会長）	R8. 5. 27（1期目）
イケダ コウ 池 田 浩	佐世保市教育会 （佐世保市教育会会員）	R8. 2. 1（1期目）
フカマチ なお 深 町 な お	佐世保市民生委員児童委員 協議会連合会	R8. 2. 1（2期目）
ウチ ハシ リョウタ 内 橋 亮 太	佐世保私立幼稚園協会 （私立幼稚園協会総務委員長/学校法 人ブリッジ学園園長/認定子ども園相 浦幼稚園園長）	R8. 2. 1（3期目）
コダマ トモアキ 小 玉 智 章	長崎短期大学 （教授）	R8. 2. 1（2期目）
カワカミ タカコ 川 上 貴 子	NPO法人子どもとメディアながさき （子どもとメディアながさき専務理事/な がさきファミリープログラムファシリ テーター/長崎県メディア安全指導員）	R8. 2. 1（4期目）

令和 8 年 5 月 定例教育委員会議題

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン（第 2 期）改訂版についての件
上記の件について、次のとおり提案する。

令和 8 年 5 月 2 7 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

（提案理由）

令和 7 年 6 月に成立した改正給特法に基づき、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、本市が令和 6 年 1 0 月に策定した佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン（第 2 期）の改訂版を、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の位置づけとして策定するため提案するものです。

（提案内容）

別紙のとおり、策定してよいか決定していただくものです。

5月定例教育委員会

【報 告】

- | | | |
|---------------------------------|---|---------|
| ① 令和8年度「いのちかがやく強調月間」について(学校教育課) | … | P 2~P 7 |
| ② 合同部活動実施要項について(学校保健課) | … | P 8~P10 |

令和８年度 「いのちかがやく強調月間」 について

令和８年度 「いのちかがやく強調月間」 実施要項

佐世保市教育委員会

1 趣 旨

本事業においては、「心の教育のさらなる充実」「コミュニケーション能力の向上」「子どもの居場所づくり」「学校と家庭、関係機関との連携・協働」という４つの柱を掲げ、思いやり深く人と関わることのできる心豊かな児童生徒の育成に努めてきた。これまで、６月１日を「いのちを見つめる日」とし、校長講話をはじめ、学校・家庭・地域が連携した学校開放や交流体験活動等に継続的に取り組んできたことは、児童生徒の自尊感情の向上等、一定の成果につながっている。

また、「佐世保市の子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら、いのちを輝かせ笑顔あふれる人生を送ってほしい」という願いのもと、過去の教訓を風化させることなく胸に刻み、今までの取組を基盤としつつ、児童生徒がたくさんの笑顔とともに「幸せと生きがい」を感じることを目指していくこととした。今後も、これまで以上に児童生徒が自分自身の生き方をよりよいものにするために、学校・家庭・地域が一層の連携を深めながら、さらなる活動の充実を図っていく。

2 目 的

- 命を大切に作る心や思いやりの心の育成をはかる
- 自他のよさや可能性に気づかせ、自己肯定感を向上させる
- ふれあいの中から幸福感を実感させる

3 主 催 佐世保市教育委員会

4 後 援（予定）

佐世保市教育会 佐世保市小・中学校長会 佐世保市PTA連合会 佐世保市青少年育成連盟
佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 佐世保市退職校長会 子供を事故から守る協議会
佐世保市内小・中学校・警察連絡協議会 子どものいのちと心を守る市民ネットワーク

5 期 間 令和８年６月１日（月）～６月３０日（火）

6 実施事項

（１）「いのちを見つめる日」に、児童生徒に対し「いのち」に関する校長講話を実施する。

（６月１日に校長講話を実施して、意識付けを図る。実施方法や実施場所については、各学校で適切に判断する。また、保護者や地域の方々にも講話の実施を周知し、いのちの大切さについて考える機会とする。）

（２）強調月間中に、地域・保護者に教育活動を公開する期間を設ける。（時期、期間の幅等については、学校の実態に応じるものとする。）また、各学校で設定した公開期間の中で、全学級で道徳の授業を公開する。

公開日の授業内容や活動内容等を地域・保護者に積極的に広報活動を行う。各学校の取組について、各学校のホームページに掲載するなどの取組を行う。

- (3) 日々の授業を改めて見つめ直し、子ども同士の交流の中で、お互いを認め合ったり、教師が子どもを、また、子ども同士が称賛し合ったりする機会を設けることで、子どもに自分の良さを自覚させ、学びの達成感と自己肯定感を味わわせる。
- (4) 様々な関係団体と連携し、たくさんの人との関わりを通して、共に活動して、心のふれあいを深める活動を取り入れることで、存在が認められたり、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることなどの実感を持たせる。
参照「望ましい人間関係を育む活動事例集 2 0 2 3 」（令和 5 年 3 月 長崎県教育委員会）
- (5) いじめ未然防止カリキュラム等を活用して、話し合いや学びの場を通し、児童生徒へ「いじめ（SNS による誹謗中傷、偏見や差別等を含む）は、どんな理由があっても決して許されないことである。」という意識を育む。
- (6) 「GIGA ワークブックながさき」等を活用して児童生徒や保護者を対象に、情報モラルの向上に関する取組を行う。
- (7) 5 月～6 月に行う「心の状況調査」の結果を分析し、児童生徒の指導及び保護者との情報共有・教育の手立ての共有など、十分な活用を図る。
「C4th」-「児童生徒」-「いいところみつめ」を活用し、児童生徒の実態把握及び職員間の情報共有に努める。
- (8) 「いのちかがやく強調月間」の学校における取組について、自己評価及び保護者や地域からの評価を行う。

- (9) 「いのちかがやく講演会」を実施する。

保護者、市民一般対象の講演会

講 師：熊丸 みつ子氏（幼児教育・家庭教育専門家）

場 所：アルカス S A S E B O 大ホール

開催日：令和 8 年 6 月 2 7 日（土）

対 象：児童、生徒、保護者、教職員、市民一般

派遣型講演会

講 師：熊丸 みつ子氏（幼児教育・家庭教育専門家）

場 所：市立小、中学校及び義務教育学校

開催期間：令和 8 年 9 月～令和 9 年 1 月

対 象：児童・生徒、保護者他

講演会内容について

- 【R 8 年度テーマ】（熊丸先生からの提案）

「君たちは幸せになるために生まれてきた」

～いまを生きるすてきな君たちに伝えたい！ 親として 大人として 教師として 人生の先輩として～

（理由）

昨年度（R 7 年度）は、「うちの子、最高！！佐世保の子、最高！！」をテーマに、周りの大

人が「子どもを理解し、受容すること」の大切さについて講演いただいた。この講演を通じ、大人が温かく見守り、多くの手で関わること（少しの力を合わせる）が、子どもたちに安心感を与えるという大きな気づきを得ることができた。

本年度（R8 年度）は、昨年度の実績（派遣型を含めて）を踏まえ、保護者はもとより、児童生徒の参加もさらに増加することが予想される。熊丸さんに送られた本市中学校派遣型講演会の感想の中に、「自分たちにも幸せになる権利があることが分かった」と書いている生徒が何人もいたことがわかっている。

そこで、今年度は、親と一緒に来場した子どもたちが、周りの大人たち（親、地域、先生たちなど）の思いに触れ、「自分を大切にすること」「自分らしく生きること」「自分にも幸せになる権利があること」などの大切さを再確認し、自ら一歩を踏み出すための「自立と自信の醸成」を、次のステップとして掲げたいと考えている。

「親の心のゆとり」が、子どもにとっての「生きる力」へと変換され、大人が与える「安心感」が、子どもの「自立や自信」につながるプロセスに焦点を当て、家庭・学校・地域が連携して子どもたちの自己肯定感を高めていく。そのような「佐世保らしい子育て」の具体的な在り方について講演いただき、参加者全員で共有することを目指す。

【参考】R7 年度テーマ 「うちの子、最高！！佐世保の子、最高！！」

～子どもたちに伝えたい！！ 親として 大人として 地域として～」

「いのちがやく強調月間」における安全対策要領

佐世保市教育委員会

1 組織の充実

【安全管理体制の再確認】

- ・学校運営協議会、学校支援会議等の中で安全管理組織(役割分担、連絡体制等)を設立し、教職員及び関係者一人一人の危機意識を高め、全教職員で共通理解を図る。

【地域との連携強化】

- ・PTA、警察等の関係機関・団体、自治会等地域の団体や個人の協力を得る。
(関係者及び地域住民に、本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、各学校長から協力依頼する。)

2 事前の対策

- 校内パトロールの体制など一週間、一日の具体的な安全計画を立てる。
- 不審者侵入を想定した防犯訓練等を実施し、状況に応じて適宜変更できるよう避難経路や避難場所、誘導方法など複数確認しておく。
- 施設・設備の点検
 - ・遊具等の安全を再点検し、非開放区域には立ち入り禁止の表示を行うとともに、視界を遮る立木や障害物等を撤去し見通しをよくするなどの環境整備を図る。
 - ・廊下や教室を整理整頓し、校舎案内図等と併せて消火器や非常口、AEDの保管場所等安全設備を掲示案内する。
- 来校者が参加するような授業形態の場合、参加者名簿等を作成しておく。
- 情報の共有化を図る。
 - ・PTAや自治会、警察等の関係機関等と連絡を密にし、不審者の情報や事件、事故の発生状況等を周知し、協力を求める。

3 期間中の対策

<受付では>

- 出入り口を限定し、氏名や住所等記入してもらい来校者名簿を活用する等、来校者の把握を確実にを行うとともに、名札やIDカードをつけてもらう等受付をしたかどうかの確認ができるようにする。
- 不自然な荷物や不審な物(凶器となり得る物等)を持っていないかの確認を行う。
- 不自然な行動や暴力的な態度が見られないかの確認を行う。

<校内では>

- 教職員による校内パトロールを強化する。
(緊急時に備え、ホイッスル等を身に付けてパトロールする)
(チェックリスト等を活用し、パトロールの結果を記録しておく。)
- 保護者や地域の関係者の協力を得て校内パトロールを実施する。
- 来校者を見かけたら、積極的にあいさつしたり、声を掛けたりするように努める。

4 不審者への対応

学校安全計画及び安全管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応すること。

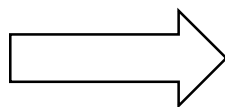
- 他の職員等への連絡や協力を求める。
- 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去を求める。
(不審者との間合いを取ること。)
- 隔離・通報する。
 - ・ 別室に案内し、隔離する。
 - ・ 警察へ通報する。
 - ・ 校内放送等で関係者に周知する。(不審者に気づかれず、児童生徒がパニックにならないように工夫する。)
- 退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるので、監視を継続するとともに、状況に応じて教職員や関係者の引率による集団下校等実施する。
- 教育委員会等に連絡する。
(状況についてできるだけ詳しく記録しておくこと。)

緊急時＜危害を及ぼすおそれのある場合＞

- 大声を出したり、非常ベルや火災報知器等により、事件の発生を周囲に知らせたりするとともに、他の教職員の応援(110番通報)を求める。
- 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止するなど、暴力の抑止と被害の防止を図る。
- 校内放送等により速やかに児童生徒を安全な場所に避難させる。
(児童生徒の掌握を徹底し、安全を確保する。)
- 教育委員会等に連絡する。
(状況についてできるだけ詳しく記録しておくこと。)

5 教育委員会の協力依頼対応

佐世保市教育委員会
協力依頼



市教育委員会として、右記関係機関・団体等には文書等を通じて協力依頼する。併せて、校区内の関係機関や団体等の関係者には、各学校長から本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、協力を依頼する。

- 関係警察署
- 佐世保市教育会
- 佐世保市PTA連合会
- 佐世保市小学校長会
- 佐世保市中学校長会
- 佐世保市民生委員児童委員協議会連合会
- 佐世保市退職校長会
- 子供を事故から守る協議会
- 佐世保市内小・中学校・警察連絡協議会
- 佐世保市青少年育成連盟
- 子どものいのちと心を守る市民ネットワーク

大久保小学校「いのちを見つめる集会」について

- 1 日時 令和8年6月1日(月)9:35~10:00(25分)
- 2 会場 大久保小学校 体育館
- 3 内容
 - (1) 校長講話(山口校長:生命の尊さに係る講話)
 - (2) 黙祷 (さとみさんとゆうかさんを偲んで1分間の黙祷)
 - (3) 「輝きっ子クローバー」の説明(6年児童)
四つ葉のクローバーを形作る4つのハートの意味
子ども 学校 家庭 地域が関わり合い、一体となる。
 - (4) 「決意の言葉」の発表
各学年、職員代表、保護者代表、地域代表による、生命尊重・
人権をテーマとした決意文の発表(1~2分程度)
 - (5) 「大切な友達」斉唱
 - (6) 校歌斉唱
- 4 参加者
全校児童、全職員、地域、保護者、教育委員会
- 5 その他
 - (1) 進行及びその他の担当は、教職員と学校運営協議会で検討のうえ、児童・教職員・保護者・地域が協力し合い、進めていく。
 - (2) 報道のあり方については事前に打合せを徹底し、教育活動を妨げないようにする(体育館後方に専用スペースを設定)。
 - (3) 学校運営協議会(17名)
(清水地区自治協議会長、大久保地区民生委員児童委員協議会長、地域学校協働活動推進員、地域ボランティア代表、公民館長代表、PTA会長・副会長等)
 - (4) 教育委員ご来校の際は駐車場を準備しますので、事前に学校教育課(担当:長尾 内線3111)までご連絡ください。

佐世保市立中学校及び義務教育学校 合同部活動実施要項

佐世保市教育委員会

1 目的

少子化に伴い、学校単位でのチーム編成ができないなどの部活動運営上の課題が顕著になっている。そこで本市教育委員会では、複数の学校が合同で部活動ができるように、ひいては持続可能で望ましいスポーツ・文化芸術活動が展開されるよう、合同部活動実施要項を定めるもの。

2 基本的な地区編成

- (1) 合同部活動を実施するにあたり、活動場所への移動等を考慮し、徒歩または公共の交通機関を利用する場合でも過度な負担とならないよう、近隣の学校で4つの地区（以下、ブロック）を編成し、そのブロック内での活動を基本とする。

地域	校数	学校名
東部	5校	宮、三川内、広田、早岐、東明
中部	7校	日宇、崎辺、福石、山澄、祇園、清水、宇久
西部	7校	光海、愛宕、黒島、浅子、日野、相浦、中里
北部	7校	大野、柚木、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町

- (2) 上記ブロック内での編成が困難な場合は、個別に協議する。

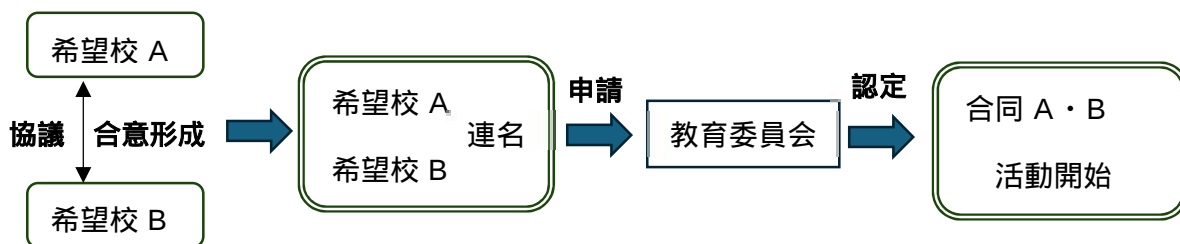
3 対象となる部活動

佐世保市立中学校及び義務教育学校に設置している全ての部活動

4 設置方法と設置期間

- (1) 校長間の協議により、実施希望がある場合は「(様式1) 佐世保市立中学校及び義務教育学校合同部活動設置申請書」を校長連名で作成し、佐世保市教育委員会教育長あて提出する。申請は随時受け付けることとする。
- (2) 佐世保市教育委員会は(1)を受け、合同部活動として認定し、各学校へ認定証を送付する。
- (3) 設置期間は、認定を受けた年度の年度末までとする。

(活動開始までのフロー図)



5 活動場所または活動場所までの移動

活動場所は実施校間で調整する。また、活動場所までの移動については、徒歩、公共交通機関または保護者送迎等で、保護者の責任により行い、移動に係る経費は保護者負担とする。

6 指導者

いずれかの学校の顧問、部活動指導員または各学校長が指名した外部指導者が指導にあたることを基本とする。ただし、一部の指導者に負担が偏らないように配慮すること。

7 事故や生徒指導上の問題等への対応

- (1) それぞれの学校の教育活動と位置づけ、管理監督はそれぞれの校長が行う。また、健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を共有すること。
- (2) 活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応については、原則としてまずは当日指導にあっている学校の指導者等で対応すること。その後、当該校にも必ず連絡し、当該校はその情報を受け、指導者および保護者と連携して対応すること。
- (3) 活動中および交通事故を除く移動中の事故に関して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、それぞれの学校が行う。
- (4) 交通事故については、自動車損害賠償責任保険の適用とする。

8 大会等への参加について

大会等の参加については合同部活動単位での出場を原則とする。

- (1) 中体連が主催する大会は、「長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程」により、本市の認定をもって出場できる。
- (2) 中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格及び参加制限等）を事前に確認し、それに従うこと。

9 地域展開との関連

将来の地域展開も見据えた活動であることを理解し、計画的に関係者との検討を行うこと。

10 その他

- (1) 実施に際しては、事前に生徒および保護者に対して趣旨を周知し、理解を得ること。
- (2) 生徒に関する必要な情報については、生徒が安心・安全に部活動を行うことができるよう、生徒・保護者に確認・承諾を得たうえ、両校の顧問同士で共有すること。
- (3) 佐世保市立中学校及び義務教育学校以外の学校と実施する場合は、個別に協議する。

以上

佐世保市立中学校及び義務教育学校 合同部活動 認定状況について

学校保健課

NO	学校名	部活動名	人数等	活動状況
1	三川内中・広田中	軟式野球	三川内中（14）・広田中（8）	平日・休日の一部
2	中里中・日野中	サッカー	中里中（23）・日野中（7）	平日・休日の一部
3	福石中・崎辺中	軟式野球	福石中（20）・崎辺中（7）	平日・休日の一部
4	日野中・愛宕中	バスケットボール	日野中（9）・愛宕中（5）	平日・休日の一部
5	福石中・世知原中・崎辺中	サッカー	福石中（20）・世知原中（4）・崎辺中（5）	平日・休日の一部

※全て生徒、保護者及び校長の同意の上実施。

※NO5については、世知原中が本市設定のブロック外ではあるが、合同部活動実施要項「2（2）」により認定。

【参考】 佐世保市立中学校及び義務教育学校 合同部活動実施要項（抜粋）より

2 基本的な地区編成

（1） 合同部活動を実施するにあたり、活動場所への移動等を考慮し、徒歩または公共の交通機関を利用する場合でも過度な負担とならないよう、近隣の学校で4つの地区（以下、ブロック）を編成し、そのブロック内での活動を基本とする。

地域	校数	学校名
東部	5校	宮、三川内、広田、早岐、東明
中部	7校	日宇、崎辺、福石、山澄、祇園、清水、宇久
西部	7校	光海、愛宕、黒島、浅子、日野、相浦、中里
北部	7校	大野、柚木、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町

（2） 上記ブロック内での編成が困難な場合は、個別に協議する。